

水道基本料金を免除します

物価高騰の影響が続いていることを踏まえ、水道を利用されている全ての町内世帯及び事業者を対象に、水道基本料金を免除します。

1.対象者

- ・神戸町内で水道を給水している全ての世帯及び事業者（井戸水のみを使用している世帯及び公共施設を除きます。）

2.免除期間

- ・令和6年2月請求分～令和6年4月請求分（令和6年1月検針分～令和6年3月検針分）
- ※免除期間は令和6年7月請求分までの6か月間に延長する予定です。

3.免除の方法

- ・上水道料金の請求から基本料金を差し引く方法で実施します。お手続きは不要です。
- ・近隣市町から水道を給水している区域の世帯及び事業者の皆様も、上記と同様の方法、または個別に基本料金相当額を助成する方法で実施します。（申請等は必要ありません。）

4.その他

- ・下水道使用料の基本料金は免除対象ではありません。

【お問い合わせ先】

神戸町役場 上下水道課 電話：0584-27-0179(直通)